

外国人留学生出願資格

●外国の国籍を有し、次のいずれかの条件に該当する者

※なお、下記の(注1)～(注3)の条件をすべて満たすこと

1. 外国において、日本国以外の学校教育における12年の課程を修了した者および令和6（2024）年3月31日までに修了見込みの者
2. 1に準ずる者で、外国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者および令和6（2024）年3月31日までに合格見込みの者で令和6（2024）年3月31日までに18歳に達する者
3. 1に準ずる者で、外国における高校に対応する学校の課程を修了し、日本国文部科学大臣が指定した準備教育課程（もしくは研修施設の課程）を修了した者および令和6（2024）年3月31日までに修了見込みの者
4. 1に準ずる者で、日本国文部科学大臣が指定した高等学校に対応する外国の学校の課程を修了した者および令和6（2024）年3月31日までに修了見込みの者
5. 国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格、またはGCEAレベルを取得した者および令和6（2024）年3月31日までに取得見込みの者

※日本国文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験の合格者は含めない

(注1) 学校教育における12年の課程の中で、日本国の初等・中等教育課程の学校に在学した期間が通算2年以内であり、かつ卒業した高等学校が日本国以外の学校であること

(注2) 日本国の大学・短期大学（科目等履修生、聴講、別科を除く）に在籍したことがないこと

(注3) 学校教育における12年の課程の中で、日本国内に設置された日本国以外の教育制度による学校において日本国の初等・中等教育課程に相当する課程に在学した期間が通算2年以内であること

※ただし、外国人留学生入試C方式は、出願時に日本国外に居住していること